学校教育の対象年齢について

平成23年2月 文部科学省

目次

. 現行の幼稚園制度·保育所制度における教育と 保育の関係

- (1)幼稚園制度における「教育」
- (2)学校教育の実施時期
- (3)保育所制度における「保育」

. 法制上の取扱い

本資料は、こども指針(仮称)ワーキングチーム第2回(平成22年11月11日)の資料2、第3回(平成22年12月13日)の資料1、幼保一体化ワーキングチーム第6回(平成23年1月24日)の資料2を基に作成したものである。

. 現行の幼稚園制度・保育所制度における教育と保育の関係

(1)幼稚園制度における「教育」

幼稚園は、満3歳以上の子どもに対し、「教育」(教師の適切な環境構成の下、幼児同士の集

団的なかかわりなど、家庭ではできない多様な体験を通して主体性や社会性を育むこと等)を体系的かつ組織的に行う学校である。

教育基本法(平成十八年法律第百二十号)(抄)

第6条 (略)

- 2 前項の<u>学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。</u>(略) **学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)**
- 第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- 第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 二<u>集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。</u>
- 第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

幼稚園教育要領解説(平成20年10月)(抄)

<u>幼児期には、社会性が著しく発達していく時期であり、友達とのかかわりの中で、幼児は相互に刺激し合い、様々なものや事柄に対する興味や関心を深め、</u>それらにかかわる意欲を高めていく。

また、幼稚園においては、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に、教育活動(「預かり保育」)が行われている。

幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第二十六号)(抄)

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

幼稚園教育要領解説(平成20年10月)(抄)

教育課程に係る教育活動外の教育活動は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、<u>地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が当該幼稚園児のうち希望者を対象に行う教育活動</u>であり、従来から幼稚園が行ってきた活動である。また、このような活動は、<u>職業などはもっているが、子どもを幼稚</u>

<u>園に通わせたいという保護者に対する必要な支援策</u>であるとともに、<u>通える範囲に幼稚園しかないような地域においては欠かせないもの</u>である。 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動を行うに当たっては、教育活動であることから、学校教育法第22条、第23条及び幼稚園教育要領第1

章第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえた活動とする必要がある。

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動は幼稚園が行うものであることから、幼稚園教諭免許を有する者の責任と指導の下に行うようにすること。

(2)学校教育の実施時期

過去に特区法に基づき<u>2歳児に対して学校教育(幼稚園教育)を行ったが、</u> 学校教育には馴染まないとの評価がなされた。

このため、「学校教育」の実施時期については、満3歳以上からとなっている。

(参考)三歳未満児に係る幼稚園入園事業

特区の事業

「構造改革特別区域法」(平成14年法律第189号)

・第14条において、満二歳になった後の初めての4月から、幼稚園に入園可能とした。

特区事業の評価

・<u>二歳児については、「集団を通した教育」として幼児同士がかかわりあって遊ぶ姿</u> は見られない

・構造改革特別区域法の一部改正

第14条削除、施行日を平成20年4月1日とする。

(3)保育所制度における「保育」

保育所は、共働きなどの理由により、家庭において保育(養護(生命の保持等)や教育(子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助)ができない子ども(就学前の乳児及び幼児)に対し、個々の家庭に代わって養護及び教育を一体的に提供する施設である。

保育所で行われる「教育」は、保育を必要とする子どもに対し、子どもの生活 全般を保障する中で提供される家庭に代わる教育 であるが、満3歳以上の子 どもに対しては、幼稚園教育要領との整合性を図った保育所保育指針に基づき、 「教育」を行うという運用がなされている。

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)

第39条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)(抄)

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。

保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第百四十一号)(抄)

痔1章 2 (2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

幼稚園と保育所との関係について(昭和38年10月28日 文部省初等中等教育局長・厚生省児童局長通知)(抄)

3 保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。このことは、保育所に収容する幼児のうち幼稚園該当年齢の幼児のみを対象とすること。

保育所における保育は、保護者の委託を受けて行うものであることから、本来家庭で果たすべき養護及び教育ができない場合に、家庭に代わってこれを行うことを指すと解される。

保育所における保育は、家庭との緊密な連携において行われるものであるが、保育には、入所している多数の子どもとの間に愛着関係や信頼関係を構築することが求められること、複数の保育士で多数の子どもを保育するため保育士同士の緊密な連携が求められること、子ども集団全体の健康及び安全の確保が求められることなど、家庭には求められない専門性が必要となる。

. 法制上の取扱い(案)

こども園(仮称)は、学校としての位置づけと、児童福祉施設としての位置づけを合わせ持ち、学校教育と児童福祉を一体的に提供するものである。こども園(仮称)は、これまで幼稚園と保育所が果たしてきた役割を踏まえた役割を果たす必要がある。

これまで幼稚園が果たしてきた満3歳以上の子どもに対して、<u>学校教育とし</u>ての「教育」を提供する役割

これまで保育所が果たしてきた保育を必要とする子どもに対して、<u>児童福祉として「保育」を提供する役割</u>

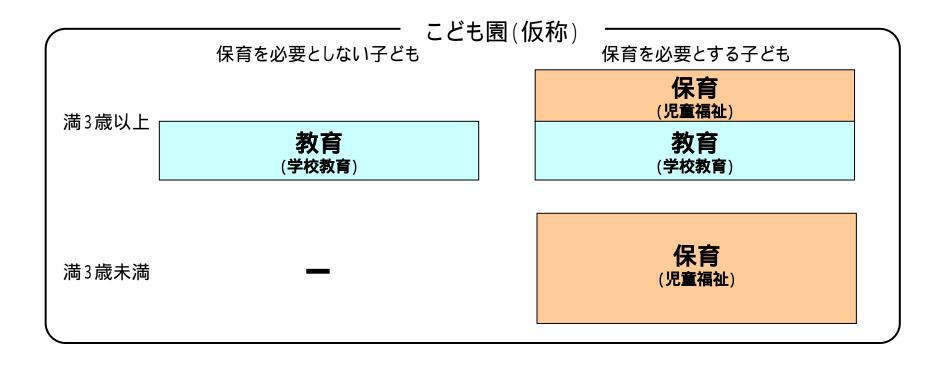
このように、こども園(仮称)は、学校としての位置づけ、児童福祉施設としての位置づけという二つの位置づけがあることから、法制上は、学校教育としての役割と、児童福祉としての役割を、それぞれ明確に規定する必要がある。

「教育」・・・ 満3歳以上のすべての子どもに対して保障する学校教育 「保育」・・・ 家庭の状況等に応じて保育を必要とする子どもに対して保障する 児童福祉

法制上の取扱い案(イメージ図)

満3歳以上児については、標準的な教育時間の教育をすべての子どもに保障。また、教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じ、保育を必要とする子どもには、保育を保障。

満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を保障。



こども指針(仮称)上の取扱い案(イメージ図)

